

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定
- 顧客属性に応じた説明義務を法定するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を整備

金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「基本方針」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「金融経済教育推進機構」を創設
〔業務〕金融経済教育の教材・コンテンツの作成、学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等
〔形態〕認可法人
〔役員〕理事長(1人)、理事(3人以内)等
〔ガバナンス〕運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督
〔参考〕上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組^(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止^(注2)

(注1)府令改正によりステナビリティ情報の開示の充実を図る

(注2)第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化

- 半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間^(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長

(注)現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- ソーシャルレンディング^(注)等を行う第二種金融商品取扱業者について、投資家に適切な情報提供等が行われなかつた事例を踏まえ、運用報告に関する規定を整備

(注)インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み

- 不動産特定共同事業契約^(注)をトークン(デジタル)化する動きが見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに金融商品取引法のルールを適用

(注)出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み

- 金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報公表を義務付け

- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化